

答申第 1129 号

諮問第 1798 号

件名：行政文書ファイル管理簿の登録が平成 23 年・24 年の本部長事件指揮簿
の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 6 年 3 月 7 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 15 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受理

審査請求人は、令和 6 年 3 月 7 日に愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）を訪れ、稲沢警察署に備付けの令和 5 年 6 月版行政文書ファイル管理簿（以下「本件ファイル管理簿」という。）を閲覧した。

そして、審査請求人は、同日付けで、本件ファイル管理簿に登載された特定の行政文書ファイルに保存されている文書の開示を求める行政文書開示請求を行い、処分庁はこれを受理した。

この行政文書開示請求に記載された請求内容は、
行政文書ファイル管理簿の登録が

- ① 令和 4 年・5 年 警察署白バイ総括
- ② " 交通指導取締管理簿
- ③ 平成 23 年・24 年の本部長事件指揮簿

(請求日現在 稲沢署のもの)

とされていた(以下この請求を「本件開示請求」という。))。

(イ) 本件開示請求の対象文書の調査

処分庁は、本件開示請求を受け、これらの行政文書ファイルに文書が保存されているか調査したところ、本件開示請求のうち③の請求内容である「③ 平成23年・24年の本部長事件指揮簿」(以下「本件行政文書ファイル」という。)については、交通事故関係のうち本部長が直接指揮すべき事件についての指揮簿を保管する行政文書ファイルであるところ、行政文書の收受等を行うための総合文書管理システム上においては本件行政文書ファイル名の登録はされていたものの、行政文書を綴る本件行政文書ファイルそのものが存在せず、本件請求内容の対象となる行政文書は存在しないことを確認した。

(ウ) 本件処分

本件行政文書ファイルについては、行政文書ファイル管理簿に行政文書ファイル名が登載されているにもかかわらず、当該行政文書ファイル内に保存されているべき行政文書が存在しないもの(以下「空ファイル」という。)であった。

よって、処分庁は、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

なお、本件開示請求のうち、①ないし②の請求内容については、本件処分とは別に処分を決定している。

イ 行政文書ファイル管理簿について

処分庁が管理する行政文書に係る開示請求の受付等を行うための情報公開窓口には、開示請求者から行政文書の名称や行政文書を特定するのに役立つ情報として、行政文書ファイル管理簿が備え付けられている。

なお、本件行政文書ファイルが空ファイルであったことから、後日、本件ファイル管理簿の該当箇所には、線を引く措置を行っている。

(2) 審査請求人の主張の不当性

審査請求人は、行政文書ファイル管理簿に登録されていて、文書が存在するのは、あり得ないと申し立て、本件ファイル管理簿に登載されている以上は、開示請求した行政文書ファイルの中には文書が存在するはずである旨主張し、文書の開示を求めている。

しかしながら、上記(1)で述べたとおり本件行政文書ファイルは空ファイルであったことから、対象となる文書は存在せず、本件処分は適正である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、稲沢警察署が平成 23 年本部長事件指揮簿及び平成 24 年本部長事件指揮簿という名称の行政文書ファイルに保管している行政文書である。

(2) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、本件行政文書ファイルを調査したところ、行政文書が保存されていない空ファイルであったため、本件請求対象文書は存在しなかったとのことである。

また、本件行政文書ファイルは、空ファイルの状態では本件ファイル管理簿に登載されていたことから、稲沢警察署において本件開示請求日以降に本件行政文書ファイルを本件ファイル管理簿から削除したとのことである。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成若しくは取得していない又は廃棄済みであるとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書ファイル管理簿の登録が

③平成 23 年・24 年の本部長事件指揮簿

(請求日現在 稲沢署のもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 6 . 2 0	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 1 0 . 3 1 (第 694 回審査会)	審議
6 . 1 1 . 2 1 (第 696 回審査会)	審議
6 . 1 2 . 2 3	答申